

第21回 議会運営委員会

令和5年4月27日（木曜日）
午後 2時00分 開 議

1. 委員長あいさつ

2. 議 案

・令和5年度斜里町議会定例会招集会議（初議会）について

1) 初議会の日程について

5月2日（火） （告示は4月25日に発送）

2) 議事運営等について

別紙及び資料⑤

3) 議員就任の宣誓について

資料①

4) 正副議長及び正副委員長選挙について

資料②

5) 議長就任の宣誓及び議会運営基本方針について

資料③

6) 各委員の選出方法について

資料④

3. その他

1) 新型コロナウイルス対応について

初議会の議事運営等について

1) 登庁（9時30分まで）

(1) 仮議席のくじ

- ・登庁順にくじ棒により決定し、名簿を作成(選挙時の点呼等で使用)先例により、13番を年長議員といたします。
- ・各提出物の確認（委員会希望申出書、周年事業確認書、お金）

(2) 宣誓書の署名

- ・議員は議員控室において、宣誓書に署名する。

(3) 入場

- ・議場に入場し、仮議席に着座する。

2) 全体説明（9時45分～）

- ・1日の流れについて、全議員に概要説明を行う。

3) 全員協議会（10時00分～） 【理事者入場】

- ① 町民憲章朗唱
- ② 議員紹介
- ③ 町長あいさつ
- ④ 幹部職員紹介

4) 臨時議長のもとの議事日程（全員協議会に引続き開催）

【インターネット中継開始】

日程第1 仮議席の指定

- ※登庁時の「くじ」のとおり、なお、最終13番は先例により年長議員としておく。（臨時議長となるため）

日程第2 会議録署名議員の指名

- ※仮議席1番及び仮議席2番の議員を指名。

日程第3 議員就任の宣誓 ★ ⇒ 資料①

— 疑義① —

日程第4 町長就任の宣誓 ⇒ 町長に申し入れ

休憩① 【執行側は一時退席する】

日程第5 選挙第1号 議長の選挙 資料②

- ※法第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

※選挙の方法

①指名推選 イ 議長による指名推選 ロ 動議による指名推選

◆指名推選については、A 指名推選の方法によること。

B 指名の方法（誰が指名するか）。C 指名された者を当選人とすること の全てが、全員賛成でなければ成立せず、異議のある者が一人でもいる場合は直ちに投票となる。

②投票

◆前回の初議会では、正副議長選挙における「意思表示の場」として議長への就任を希望する議員を候補者として、選挙の前に就任への意欲や意見等を述べる機会を設けましたが、令和4年11月の議員協議会において、正副議長選挙における意思表示については、このことを行なっても「議員全員が候補者」という事では誰もが当選し得るという事となるため、本会議、また休憩中においても行なわない。ことが決定しているため、意思表示の場は設けない。

※選挙により当選された新議長には臨時議長から告知を受けますので、議席で起立して承諾する旨の発言をする。

— 疑義② —

資料③

日程第6 議長就任の宣誓 ⇒ 議員が準備 及び 事務局でも準備
(事務局案は議運で確認)

日程第7 議会運営基本方針の表明 ⇒ 事務局でも準備し議運で確認
※日程第6、日程第7を一括議題として行う。

5) 新議長のもとの議事日程 ★

日程第8 会期の決定について

※令和5年5月2日から令和6年4月30日までの365日。

日程第9 会議日程について

※議運が設置されていないので、議長による報告とします。

日程第10 選挙第2号 副議長の選挙

※指名推選によるか、投票によるか。→ 議長選挙と同様

◆副議長の当選告知の後、新副議長はこれまで自席で当選の承諾を行ない、その後、議長が促して登壇し、就任挨拶を行っていた。

しかし、議長の告知後、副議長は当選の承諾を演壇で行ない、そのまま就任のあいさつをすることも考えられるがいかがか。

【休憩②】

資料 ④

①議席決定の「くじ」引きのため（事務局長より説明する）
全員のくじ引きが終わったら、番号の席に移動していただきます。

②席が確定した後は、全員、委員会室にご参集願います。

議会選出監査委員の選出、常任委員会委員の調整を行ないます。

初議会当日登庁時に各委員会の希望申出書を提出いただきますが、これを基に各委員会の所属を調整していただきます。

調整後は名簿を作成して配布したいと考えます。

【再開】

日程第 1 1 議席の指定

※休憩中に行った「くじ」引きの結果、議長が指定します。

(1 2 番は副議長、1 3 番は議長となるのが先例)

日程第 1 2 常任委員の選任

※休憩中の調整により決定した内容で議長から指名します。

(議長交代)

追加日程 日程第 2 5 議長の常任委員会辞任について

※日程の順序を変更して、副議長が進める。この間、議長は退席する。

(議長交代)

日程第 1 3 議会運営委員の選任

※休憩中の調整により決定した内容で議長から指名します。

【休憩③】 常任委員会、議運の正副委員長を選出するため、委員会を開催し、選挙により正副委員長を選出する。

正副委員長が決まったら、総文は消防組合議会、産厚は終末処理事業組合議会議員の確認、また、産業厚生は都市計画審議会委員 3 人、民生委員推薦会委員 2 人の選出を行なう。氏名決定した者は議長に報告する。

【再開】

日程第 1 4 議長諸般報告

※正副委員長は議長から諸般報告として報告する。

日程第 1 5 選挙第 3 号 斜里地区消防組合議会議員の選挙

※委員会で確認された内容を以て、指名推選で決定

日程第 1 6 選挙第 4 号 斜里郡 3 町終末処理事業組合議会議員の選挙

※委員会で確認された内容を以て、指名推選で決定

【休憩】 理事者側出席のため

日程第 1 7 町政報告

— 疑義③ —

日程第 1 8 承認第 1 号 専決処分「町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて

日程第 1 9 承認第 2 号 専決処分「令和 4 年度斜里町一般会計補正予算（第 1 3 回）」の承認を求めることについて

- 日程第20 承認第3号 専決処分「令和5年度斜里町一般会計補正予算（第1回）」の承認を求めることについて
※承認第1号から第3号までは個々に議題とし、個々に質疑、討論採決
- 日程第21 議案第1号 工事請負契約(ウトロ環状道路整備工事)の締結について
- 日程第22 議案第2号 財産(粗大ごみ破碎機)の取得について
- 日程第23 議案第3号 財産(ごみ運搬車両)の取得について
※議案第1号から第3号までは一括議題として、個々に質疑、討論採決
- 日程第24 議案第4号 令和5年度斜里町一般会計補正予算(第2回)について
※議案第4号を議題とし、質疑、討論採決
- 日程第26 同意第1号 斜里町監査委員選任の同意を求めることについて
※ 監査委員が決定した場合に 追加日程として準備し、議会人事のため、日程を入れ替えて町政報告の後に入れる。

【休会宣言】 【インターネット中継終了】

- 6) 行政機関の委員の選出(休憩中の委員会で確認する)
- ・都市計画審議会委員 3人
 - ・民生委員推薦会委員 2人
- ※議決事項ではなく単に議会選出のため、日程にも載せず、前回と同様に全日程の終了後、議長から氏名を読み上げて、議会選出とすることを報告する。
- 7) 議員協議会
- ①6月定例会議の招集について
 - ②姉妹町友好都市盟約記念事業派遣人員について
 - ③各委員会の取り組みについて
 - ・委員会開催調整(委員会の課題整理及び協議等のため)
 - ・任期中及び年間の委員会活動方針等について
 - ・所管調査(道内、町内)について
 - ④各種保険等について
- 8) 議員会について
- ①議員会長の選出
 - ②役員選出

初議会の運営に係る運営及び確認点

◆前回の初議会の実施内容からの確認事項

疑義① 議員就任の宣誓について

・前回の初議会では臨時議長が議員を代表して議長席から降壇し、演壇にて議員就任の宣誓を行なった。

しかし、臨時議長が議長席を離れることによって議長席一時的にも空白になる。

議長は議場内での議事整理権はもとより、全てを総括する権限もあることから、万が一、不測の事態（地震や体調不良者等）が生じた場合に対応できなくなるため降壇することは好ましくない。

このような事から考えると、臨時議長が行なうのであれば議長席、臨時議長ではなく別の代表者を選出するのであれば、代表者が登壇して行なうということも出来る。

別に代表者を選出する場合の例として、仮議席順にすることにより、初議会の都度、代表者が変更されるということにも繋がり、全議員が対象ともなり得る。（※1番、2番は会議録署名議員のため、3番とする）

疑義② 議長就任の宣誓

・議長選挙が終了し、臨時議長による議長当選の告知、当選議員が当選を承諾した時点で新議長が誕生することになる。

前回の初議会では当選承諾の後、臨時議長が定めた議事日程により、臨時議長が新議長を指名して、新議長が演壇に登壇し「議長就任の宣誓」「議会運営の基本方針」を行なった。しかし、新議長が当選した時点で議長は誕生しているため、議場内には議長が2人在することとなるため、当選承諾後、議長を交代して新議長による議事日程として議長席で議長就任の宣誓及び運営方針を述べるべきではないか。

疑義③ 議案審議の順番

・初議会招集時に行政側の提出議案を議案集として送付するが、前回は、初議会当日、一部事務組合議会議員の選挙の後、理事者側が入場して町政報告の後、同意第1号として監査委員選任同意、同意第2号副町長選任同意としていた。

しかし、監査委員の選任同意は監査委員が議会内で選出されてから、行政側に伝えられ、初めて議案となるため、厳密には当初の議事日程に記載することは出来ない。

議会人事に係る議案であるという事では、急を要する議案として先議することも出来るが、その場合、当初の議事日程には入れずに、追加日程として議案とし、議事日程に追加して、日程の順序を入れ替えてから、審議するのが妥当と思われる。

◆本、議会運営委員会での確認事項

- (1) 議員就任の宣誓について (疑義①)
 - ① 臨時議長が行なうか、また、行なう場合の場所はどこか
 - ② 臨時議長が行なわない場合、誰が行なうことにするか。
- (2) 議員就任の宣誓の文案について A 原案通り B 修正
- (3) 議長選挙について
 - ・選挙の方法をどうするか。
 - A 指名推選 B 指名推選として、異議があった場合に投票
 - C 当初から投票のみとする。
- (4) 副議長の選挙方法について
 - ・選挙の方法をどうするか。
 - A 指名推選 B 指名推選として、異議があった場合に投票
 - C 当初から投票のみとする。
- (5) 副議長の当選承諾と就任挨拶について
 - A 自席で承諾後、登壇して挨拶 B 登壇して承諾と挨拶
- (6) 選挙立会人について
 - A 2人 B 3人 C 4人
- (7) 委員会委員長の選挙方法について
 - ・選挙の方法をどうするか。
 - A 指名推選 B 指名推選としておき、異議があった場合に投票
 - C 投票 ※投票の場合、所信表明を行なう場を持つか否か
- (8) 副委員長の選挙について
 - A 指名推選 B 指名推選としておき、異議があった場合に投票
- (9) 議長就任の宣誓について (疑義②)
 - A 前回と同じ B 直ぐに交代して、議長席で行なう。

- (10) 議長就任の宣誓及び議会運営基本方針文案について
・文案は議員及び事務局作成
- (11) 監査委員の選出方法について (休憩中)
A 協議 B 協議のうえ投票
- (12) 各委員会委員の調整方法について (休憩中)
A 協議のうえ B くじ引き
- (13) 議案の審議順序について (疑義③)
A 従来どおり B 追加日程方式にする。
- (14) 議長の常任委員辞任について
A 一度所属してから辞任 B 最初から入れない

MEMO